

社会福祉充実計画記載要領

1. 基本的事項について

- ① 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日

地域協議会の開催日など、意見聴取を行った年月日を記載すること。

- ② 公認会計士・税理士等の意見聴取年月日

確認書に記載の年月日を記載すること。

- ③ 会計年度別の社会福祉充実残額の推移

本計画の対象となる社会福祉充実残額の総額（確定額）を記載するとともに、計画の実施期間における社会福祉充実事業費に係る支出予定額及び当該残額の推移（見込額）を記載すること。

また、社会福祉充実事業に充てない社会福祉充実残額がある場合には、6のとおり、理由を記載した上、「社会福祉充実事業未充当額」欄に当該金額を記載すること。

- ④ 本計画の対象期間

本計画の対象期間は、所轄庁の承認見込日以降を始期とし、全ての社会福祉充実事業の終了見込年月日を終期とすること。

2. 事業計画

1か年度目～5か年度目（又は10か年度目）までの間に、どのような事業に、それぞれいくらを使用するかを記載すること。

なお、例えば、2か年度目から事業を開始し、4か年度目に終了するなど、事業の始期及び終期、各年の事業費規模は法人の任意で定めることが可能であること。

また、「既存・新規の別」欄については、既存事業の充実を図るための事業を行う場合には「既存」と、新たに既存事業以外の事業を行う場合には「新規」と記載すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

「検討結果」欄には、それぞれの項目ごとに社会福祉充実残額を活用する又は活用しない理由を記載すること。

4. 資金計画

- ① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。なお、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする事業を行う場合にあっては、単なる現状復旧のための修繕、補修などサービス向上に資するとは認められない事業に社会福祉充実残額を充当することはできないものであること。
- ② その他については、寄付金その他の利用料収入等が想定し得ること。
- ③ 事業費については、2の事業計画及び5の事業の詳細の計数と一致していること。

5. 事業の詳細

- ① 「事業名」欄については、法人が任意で定めたものを記載すること。
- ② 「主な対象者」欄については、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者の別を基本として、法人が任意で記載すること。
- ③ 「想定される対象者数」欄については、事業費積算上の対象者数として差し支えないこと。
- ④ 「事業の実施地域」欄については、事業を利用することができる者の住所地を特定して記載すること。

また、複数地域で事業を実施する場合は、全ての実施地域を記載するとともに、主たる事業の実施地域に下線を付すこと。

- ⑤ 「事業の実施時期」欄については、計画策定時点で想定している事業の開始時期から終期までの期間を記載すること。
- ⑥ 「事業内容」欄については、どのような者を対象に、どのような福祉サービスを、どの程度の頻度で、いつまでの期間行うのかを記載すること。

なお、具体的な事業内容は、地域の実情を踏まえ、法人が自主的に判断すべきものであるが、例えば次表のような取組が考えられること。

第1順位：社会福祉事業	・ 社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 低所得者に対する低廉な住居の供給 ・ 低所得利用者に対する利用料の減免 等
-------------	---

第2順位：地域公益事業	・ 様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置 ・ 現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業 ・ 公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援 ・ 高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり ・ 緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け ・ 貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援 ・ 仕事と介護や子育ての両立に向けた支援 ・ 地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり ・ 中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 ・ 高齢者や障害者等に対する権利擁護支援 ・ 災害時要援護者に対する支援体制の構築 等
第3順位：その他公益事業	・ 公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・ 公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・ サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・ 既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・ 新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 等

⑦ 「事業の実施スケジュール」欄については、各年における事業の到達見込みを記載すること。

⑧ 「事業費積算」欄については、詳細な計算式は不要であり、人件費〇円、備品購入費〇円、雑役務費〇円といったおおよその内訳を記載すれば足りること。

なお、公認会計士・税理士等に対する意見聴取に係る費用など、社会福祉充実計画策定に係る費用は、当該事業費として積算して差し支えないこと。

⑨ 「地域協議会等の意見と反映状況」欄については、地域協議会で示された主な意見と、当該意見について、事業の中にどのように反映したかを記載すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

社会福祉充実計画については、原則として、社会福祉充実残額の全額について、5か年度以内の計画の実施期間に活用しなければならないものであるが、これにより難しい合理的な理由がある場合には、その理由を記載すること。

この場合、合理的な理由とは、例えば、次のような理由が想定されるものであり、合理的な理由なく社会福祉充実残額の一部を社会福祉充実事業に充当せず、又は計画の実

施期間を延長することは認められないこと。

- ① 社会福祉充実残額が多額であるため、5か年度の計画の実施期間内に事業を完了することが非効率かつ困難であること。
- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難であること。
- ③ 計画の実施期間満了後に新規の事業拡大、既存建物の建替等を予定しており、当該期間内に全額を活用することが合理的ではないこと。
- ④ 介護保険事業計画等との整合性から、5か年度の計画の実施期間内に定員数の拡充等が困難であること。

令和2年度～令和6年度 社会福祉法人社会・援護会 社会福祉充実計画（記載例）

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会			法人番号			0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3					
法人代表者氏名	福祉 太郎											
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関 1－2－2											
連絡先	0 3－3 5 9 5－2 6 1 6											
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	令和 2 年 6 月 1 0 日											
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和 2 年 6 月 1 3 日											
評議員会の承認年月日	令和 2 年 6 月 2 9 日											
会計年度別の社会福祉 充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和元年度 末現在)	1 か年度目 (令和 2 年度 末現在)	2 か年度目 (令和 3 年度 末現在)	3 か年度目 (令和 4 年度 末現在)	4 か年度目 (令和 5 年度 末現在)	5 か年度目 (令和 6 年度 末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額				
	100,000 千円	76,000 千円	57,000 千円	38,000 千円	19,000 千円	0 千円		0 千円				
	うち社会福祉充実 事業費 (単位：千円)		▲24,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲19,000 千円	▲100,000 千円				
本計画の対象期間	令和 2 年 8 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日											

2. 事業計画

実施 時期	事業名	事業種別	既存・新 規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費
1か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	19,000 千円

	小計					24,000 千円
2 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
3 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
4 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
5 か年 度目	職員育成事業	社会福祉 事業	既存	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000 千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益 事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	14,000 千円
	小計					19,000 千円
合計						100,000 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が行う地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、残額は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
職員育成事業	計画の実施期間における事業費合計	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	25,000 千円
	社会福祉充実残額	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	25,000 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
単身高齢者のくらしの安心確保事業	計画の実施期間における事業費合計	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円
	社会福祉充実残額	19,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	14,000 千円	75,000 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍５年以上の職員	
想定される対象者数	50 人	
事業の実施地域	－	
事業の実施時期	令和２年８月１日～令和７年３月３１日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	１か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	２か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	３か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	４か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
	５か年度目	職員 10 人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50 万円×職員 10 人（単年度）× 5 か年＝2,500 万円	
	合計	25,000 千円（うち社会福祉充実残額充当額 25,000 千円）
地域協議会等の意見と その反映状況	－	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000 人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	令和２年８月１日～令和７年３月３１日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に２回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	１か年度目	・ 社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・ 事業の利用希望者の募集
	２か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	３か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	４か年度目	・ 利用者に対する支援の実施
	５か年度目	・ 利用者に対する支援の実施 ・ 地域支援事業等へのつなぎ

事業費積算 (概算)	人件費 800 万円 (単年度) × 5 か年 = 4,000 万円 旅費 200 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,000 万円 賃料 100 万円 (単年度) × 5 か年 = 500 万円 光熱水費 20 万円 (単年度) × 5 か年 = 100 万円 その他事業費 280 万円 (単年度) × 5 か年 = 1,400 万円 初度設備購入費 500 万円	
	合計	75,000 千円 (うち社会福祉充実残額充当額 75,000 千円)
地域協議会等の意見と その反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第 55 条の 2 第 5 項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上

地域協議会の設置・運営について

1. 地域協議会の位置付け

改正社会福祉法により、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投資することが求められる。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について、「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされている。

その際、社会福祉法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置するものとする。

2. 地域協議会の体制整備

地域協議会の体制整備に係る責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。

所轄庁は、地域協議会の実施・運営を支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(注) 法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることから、所轄庁は、社会福祉法人が地域において、円滑に住民等からの意見聴取を行う環境整備を行う責任を有しているものであり、所轄庁はその一環として地域協議会の体制整備を行うものである。

また、地域協議会は、効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用するものとする。

具体的には、社会福祉協議会における地域福祉活動支援計画策定委員会や、地域ケア会議、自立支援協議会などが想定される。(人数等を考慮し、既存の会議体を活用しつつ、当該会議体の下に分科会等を設置するなどの工夫を行うことも考えられる。)

(注) ただし、所轄庁が自ら地域協議会を開催することも妨げるものではない。

所轄庁は、社会福祉法人の社会福祉充実計画の策定スケジュールに合わせ、適切に地域協議会が開催されるよう、所管地域の地域協議会に対し、必要な働きかけを行う。

また、都道府県は、管内の地域協議会の設置状況を集約し、社会福祉法人に対する情報提供を行うとともに、空白が生じている地域がある場合には、都道府県単位の地域協議会において意見聴取を行えるようにするなど、必要な措置を講ずるものとする。

3. 地域協議会の実施区域について

地域協議会の実施区域は、原則として所轄庁単位とする。

なお、一の所轄庁が管轄する区域を一定の地域ごとに分割すること、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置することも可能である。ただし、複数の所轄庁が合同して地域協議会を設置する場合については、法において、事業の実施区域の住民等の意見を聴くこととされている趣旨にかんがみ、広域になりすぎないように配慮することが必要である。

4. 地域協議会の構成員について

地域協議会の構成員は、以下の者を想定しつつ、地域の実情に応じて所轄庁が定めるものとする。

- ① 学識有識者
- ② 保健医療福祉サービス事業者
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 自治会等地域住民の代表者
- ⑤ ボランティア団体
- ⑥ 社会福祉協議会
- ⑦ 福祉行政職員（町村職員を含む。）

なお、上記の構成員は、地域協議会への出席に支障がない限りにおいて、複数の地域協議会の構成員となることを妨げない。

5. 地域協議会の役割について

地域協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、所轄庁が適宜開催することとし、例えば以下のような点について、討議を行う。

- ① 地域の福祉課題に関すること
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

また、地域協議会は、地域公益事業を行う社会福祉法人による意見聴取の場としての役割のみならず、

- ① 地域公益事業の実施状況の確認、助言
- ② 地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有
- ③ 地域の関係者の連携の在り方

などについて、定期的に討議することを通じて、地域福祉推進のためのツールとして活用していくことが望ましい。(地域公益事業の実施状況の確認については、社会福祉充実計画の策定に当たって行われる地域協議会とは別途、年1回程度行うことが考えられる。)

なお、地域協議会における討議の内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見ではあるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであることに留意が必要である。

6. 広域的に事業を行う場合の意見聴取の取扱いについて

複数の地域協議会の実施エリアをまたがって、地域公益事業を広域的に行う場合については、社会福祉充実計画を円滑に策定する観点から、主たる事業の実施地域を特定し、当該地域を所管する地域協議会に意見を聴くことで足りるものとする。

ただし、この場合であっても、当該地域以外の住民等の意見が可能な限り反映されるよう、社会福祉法人のHP等における意見募集やアンケート調査などの簡易な方法により、意見聴取を行うよう努めるものとする。

(文書番号)
令和○年○月○日

○○○都道府県知事
又は 殿
○○○市市長

(申請者)
社会福祉法人 ○○○
理事長 ○○ ○○

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○○社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(文 書 番 号)
令和○年○月○日

社会福祉法人 ○○○
理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事
又は
○○○市市長

社会福祉充実計画承認通知書

令和○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画については、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

(文書番号)
令和〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
又は 殿
〇〇〇市市長

(申請者)
社会福祉法人 〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(文 書 番 号)
令和○年○月○日

社会福祉法人 ○○○
理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事
又は
○○○市市長

承認社会福祉充実計画変更承認通知書

令和○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の変更については、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、承認することとしたので通知する。

（文書番号）

令和〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

（申請者）

社会福祉法人 〇〇〇

理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

（添付資料）

- ・ 変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
（注）変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(文書番号)
令和〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事
又は 殿
〇〇〇市市長

(申請者)
社会福祉法人 〇〇〇
理事長 〇〇 〇〇

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

令和〇〇年〇月〇日付け（文書番号）により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)

--

(添付資料)

- ・ 終了前の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画
- ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

(文 書 番 号)
令和○年○月○日

社会福祉法人 ○○○
理事長 ○○ ○○ 殿

○○○都道府県知事
又は
○○○市市長

承認社会福祉充実計画終了承認通知書

令和○年○月○日付け（文書番号）により、貴法人より申請のあった社会福祉充実計画の終了については、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認することとしたので通知する。